

# 全国労保連 労働災害保険

手続き  
簡単

労働災害への備えはできてますか。

従業員の、労災事故についての政府労災保険の上乗せ補償制度です。

保険料の  
割引制度も  
あります。

# 労保連労働災害保険について

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険（以下「労災保険」といいます。）により公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースもみられます。このようなことに対応するため、労働者に対する労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険（労災保険の上乗せ補償制度）です。

労保連労働災害保険は労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償いたします。契約に際しては重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）をご理解の上、ご契約ください。

## ● 保険料について ●

労保連労働災害保険の保険料は、業種及び賃金総額により算出されます。

なお、ご連絡いただければ、保険料の見積りをいたします。

## ● 補償について ●

保険金は、被災労働者の給付基礎日額をもとに算出され、休業・障害・死亡に対して補償されます。

休業保険金…労災保険と併せて、100%の収入を補償

障害保険金…障害等級1級から14級まで補償

死亡保険金…給付基礎日額をもとに最高2,000日分を補償（2口加入の場合）

死亡弔慰金…死亡保険金が支払われた場合には死亡保険金とは別に一律30万円が支払われます。

## ● 手続きについて ●

事業主が労保連労働災害保険に加入するときは、申込書に保険料を添えて事務組合に提出するだけで済みます。

また、保険料の計算は労災保険料の計算に準じているので簡単です。

## ● お支払いについて ●

労災保険での支給決定に基づき、保険金請求書等が全国労保連に到着した日の翌日から起算して原則30日以内に保険金を指定の金融機関等の口座に支払います。

## ● 保険金が支払われない（主な）災害について ●

- ・ 保険契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失による労働災害
- ・ 地震、噴火、津波による労働災害
- ・ 戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変または暴動による労働災害
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による労働災害
- ・ 建設の事業であって徴収法第7条の適用を受けた事業以外に使用される労働者が被った労働災害。ただし、別に定める「有期事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。また、建設の事業であって、徴収法第11条第3項により賃金総額を労務費率により算定しない場合には、賃金総額に含めていない下請負人の労働者が被った労働災害。なお、保険契約者が徴収法第8条第1項による事業主とされない事業において被用者が被った労働災害に対しては保険金は支払いません。ただし、別に定める「下請事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。
- ・ 風土病による労働災害
- ・ 職業性疾病（労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病、ならびに第8号および第9号以外の各号に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかな疾病をいいます。）による労働災害
- ・ 被災者の故意または重大な過失のみによる被災者自身の労働災害
- ・ 被災者が道路交通法関係およびその他の法令の重大な違反により生じた労働災害
- ・ 被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害

# 補償内容

保険金は、被災労働者の給付基礎日額を基礎としているため、その額は被災労働者の収入に見合った額となります。また、4日以上の休業、後遺障害、死亡にいたるまで補償されます。

## 休業保険金

労災保険と併せて100%の収入補償

- ・休業3年間まで全期間にわたって、給付基礎日額の20%を支払います。(ただし、待期期間の3日間を除く)
- ・労災保険で80% (特別支給金を含む) 支給されるため、併せて100%の収入が補償されます。



## 障害保険金

被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償

- ・労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じ、保険の型別に定められた日数に給付基礎日額を乗じて得た額が支払われます。



## 死亡保険金

被災労働者が死亡した場合に補償

- ・給付基礎日額をもとに最高2000日分が支払われます (2口加入の場合)。

## 死亡弔慰金

- ・死亡保険金が支払われた場合、死亡保険金とは別に一律30万円が支払われます。



# 保 険 料

8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの保険期間の年間保険料の計算式

$$\text{年間保険料 (10円未満切捨)} = \left[ \text{労働者年間賃金総額} + \text{特別加入者年間賃金総額} \right] \times \text{業種別保険料率 (下表)}$$

(千円未満切捨)

(保険期間の途中から加入する場合は保険料は月割りで計算します。)

## 業 種 別 保 険 料 率

単位：千円当たりの料率

コード	事業の種類	保険料率(死亡・障害・休業)			保険料率(死亡・障害のみ)			コード	事業の種類	保険料率(死亡・障害・休業)			保険料率(死亡・障害のみ)		
		I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B			I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B
02	木材伐出業	33.742	40.069	46.397	18.982	25.309	31.636	53	鋳物業	2.791	3.402	4.014	1.834	2.445	3.057
03	その他の林業	7.882	9.222	10.563	4.021	5.362	6.702	54	金属製品製造業又は金属加工業(コード55,63を除く。)	3.698	4.616	5.532	2.750	3.668	4.585
11	海面漁業(コード12を除く。)	8.964	11.054	13.154	6.299	8.389	10.489	55	めっき業	1.720	2.107	2.493	1.159	1.545	1.932
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	8.876	10.945	13.025	6.237	8.307	10.386	56	機械器具製造業(コード57,58,59,60を除く。)	1.597	1.966	2.335	1.105	1.474	1.842
21	金属鉱業、非金属鉱業(コード23を除く。)	7.861	9.385	10.909	4.572	6.095	7.620	57	電気機械器具製造業	0.483	0.594	0.704	0.332	0.442	0.553
23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	7.057	8.804	10.551	5.242	6.989	8.736	58	輸送用機械器具製造業(コード59を除く。)	1.066	1.312	1.559	0.740	0.988	1.235
24	原油又は天然ガス鉱業	0.969	1.199	1.428	0.688	0.919	1.148	59	船舶製造又は修理業	4.291	5.215	6.139	2.773	3.697	4.621
25	採石業	21.542	26.875	32.209	16.001	21.334	26.668	60	計量器、光学機械、時計等製造業(コード57を除く。)	0.494	0.604	0.714	0.330	0.439	0.549
26	その他の鉱業	8.106	10.016	11.924	5.727	7.636	9.545	61	その他の製造業	1.482	1.837	2.191	1.063	1.418	1.772
31	水力発電施設、すい道等新設事業	18.216	22.269	26.323	12.160	16.213	20.267	62	陶磁器製品製造業	2.057	2.405	2.752	1.041	1.388	1.735
32	道路新設事業	6.756	8.150	9.544	4.180	5.573	6.966	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(コード55を除く。)	3.849	4.803	5.757	2.862	3.817	4.772
33	舗装工事業	4.071	4.868	5.667	2.394	3.193	3.991	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1.546	1.916	2.286	1.108	1.479	1.848
34	鉄道又は軌道新設事業	7.986	9.938	11.889	5.853	7.805	9.756	65	たばこ等製造業	0.458	0.547	0.637	0.270	0.359	0.449
35	建築事業(コード38を除く。)	6.152	7.256	8.360	3.312	4.416	5.521	66	コンクリート製造業	2.098	2.452	2.806	1.061	1.415	1.770
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.692	9.430	11.167	5.211	6.948	8.685	71	交通運輸事業	1.400	1.619	1.836	0.652	0.870	1.088
37	その他の建設事業	6.451	7.742	9.033	3.874	5.165	6.456	72	貨物取扱事業(コード73,74を除く。)	2.995	3.520	4.047	1.577	2.104	2.630
38	既設建築物設備工事業	6.540	7.714	8.888	3.521	4.695	5.869	73	港湾貨物取扱事業(コード74を除く。)	6.838	8.041	9.243	3.606	4.808	6.011
41	食品製造業(コード65を除く。)	1.001	1.214	1.427	0.638	0.851	1.064	74	港運荷役業	9.319	11.232	13.145	5.738	7.651	9.562
42	繊維工業又は繊維製品製造業	1.022	1.259	1.495	0.710	0.947	1.184	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0.821	1.017	1.212	0.587	0.782	0.978
44	木材又は木製品製造業	3.933	4.812	5.692	2.638	3.517	4.398	90	船舶所有者の事業	20.985	25.107	29.236	12.383	16.507	20.635
45	パルプ又は紙製造業	2.076	2.572	3.069	1.488	1.984	2.481	91	清掃、火葬又はと畜の事業	2.420	2.872	3.322	1.354	1.804	2.255
46	印刷又は製本業	0.834	1.027	1.219	0.576	0.768	0.960	93	ビルメンテナンス業	0.466	0.557	0.648	0.275	0.365	0.457
47	化学工業	1.190	1.474	1.758	0.850	1.134	1.418	94	その他の各種事業	0.432	0.516	0.601	0.254	0.338	0.424
48	ガラス又はセメント製造業	1.003	1.218	1.432	0.645	0.860	1.075	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1.126	1.366	1.605	0.717	0.957	1.197
49	その他の窯業又は土石製品製造業	2.027	2.369	2.712	1.026	1.368	1.710	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	0.604	0.722	0.841	0.356	0.474	0.593
50	金属精錬業(コード51を除く。)	1.865	2.345	2.826	1.443	1.923	2.404	97	通信業、放送業、新聞又は出版業	0.430	0.514	0.599	0.254	0.337	0.422
51	非鉄金属精錬業	1.845	2.232	2.620	1.164	1.553	1.941	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	0.451	0.539	0.628	0.266	0.354	0.443
52	金属材料品製造業(コード53を除く。)	4.356	5.377	6.398	3.064	4.085	5.107	99	金融業、保険業又は不動産業	0.432	0.517	0.602	0.255	0.339	0.424

### 労務費率表

(平成24年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労務費率	
建設事業	水力発電施設、すい道等新設事業	18%	
	道路新設事業	20%	
	舗装工事業	18%	
	鉄道又は軌道新設事業	23%	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	21%	
	既設建築物設備工事業	22%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は据付けに関するもの	38%
		その他のもの	21%
		その他の建設事業	23%

### 保険料の計算例

(・業種コード94(その他の各種事業)、Ⅲ型AⅢ型B加入  
・労働者年間賃金総額24,564,890円、特別加入者1名(給付基礎日額8,000円))

8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間の加入の場合の保険料

$$\begin{aligned} & \text{労働者年間賃金総額} \dots\dots\dots 24,564 \text{千円} \\ & + \text{特別加入者年間賃金総額} \dots\dots\dots 2,920 \text{千円 (給付基礎日額8,000円} \times 365) \\ & \hline & \text{賃金総額合計} \dots\dots\dots 27,484 \text{千円} \end{aligned}$$

↓  
年間保険料(Ⅲ型A): 27,484 × 0.601 = 16,510円(10円未満切捨)

年間保険料(Ⅲ型B): 27,484 × 0.424 = 11,650円(10円未満切捨)

年間保険料(Ⅲ型A・Ⅲ型B): 16,510円 + 11,650円 = 28,160円

※なお、ご連絡いただければ、保険料のお見積もりを致します。

# 保 険 の 型

A型……死亡・障害・休業を補償（I型A・II型A・III型Aの3種類）

B型……死亡・障害を補償（I型B・II型B・III型Bの3種類）



保険金は給付基礎日額をもとに下記の日数分が支払われます。  
契約にあたっては、以下の保険の型から選択してください。

保険の型		I型A (1口)	I型A I型B (2口)	II型A (1口)	II型A II型B (2口)	III型A (1口)	III型A III型B (2口)	I型B (1口)	I型B I型B (2口)	II型B (1口)	II型B II型B (2口)	III型B (1口)	III型B III型B (2口)
死亡保険金		600日分	1,200日分	800日分	1,600日分	1,000日分	2,000日分	600日分	1,200日分	800日分	1,600日分	1,000日分	2,000日分
障 害 保 険 金	1級	給 600	給 1,200	給 800	給 1,600	給 1,000	給 2,000	給 600	給 1,200	給 800	給 1,600	給 1,000	給 2,000
	2級	給 600	給 1,200	給 800	給 1,600	給 1,000	給 2,000	給 600	給 1,200	給 800	給 1,600	給 1,000	給 2,000
	3級	付 600	付 1,200	付 800	付 1,600	付 1,000	付 2,000	付 600	付 1,200	付 800	付 1,600	付 1,000	付 2,000
	4級	付 480	付 960	付 640	付 1,280	付 800	付 1,600	付 480	付 960	付 640	付 1,280	付 800	付 1,600
	5級	基 420	基 840	基 560	基 1,120	基 700	基 1,400	基 420	基 840	基 560	基 1,120	基 700	基 1,400
	6級	基 360	基 720	基 480	基 960	基 600	基 1,200	基 360	基 720	基 480	基 960	基 600	基 1,200
	7級	礎 300	礎 600	礎 400	礎 800	礎 500	礎 1,000	礎 300	礎 600	礎 400	礎 800	礎 500	礎 1,000
	8級	日 240	日 480	日 320	日 640	日 400	日 800	日 240	日 480	日 320	日 640	日 400	日 800
	9級	日 180	日 360	日 240	日 480	日 300	日 600	日 180	日 360	日 240	日 480	日 300	日 600
	10級	額 120	額 240	額 160	額 320	額 200	額 400	額 120	額 240	額 160	額 320	額 200	額 400
	11級	額 60	額 120	額 80	額 160	額 100	額 200	額 60	額 120	額 80	額 160	額 100	額 200
	12級	の 30	の 60	の 40	の 80	の 50	の 100	の 30	の 60	の 40	の 80	の 50	の 100
	13級	の 18	の 36	の 24	の 48	の 30	の 60	の 18	の 36	の 24	の 48	の 30	の 60
	14級	の 12	の 24	の 16	の 32	の 20	の 40	の 12	の 24	の 16	の 32	の 20	の 40
休業保険金		1日につき20%											
死亡弔慰金		30万円（2口加入の場合も30万円）											

（障害、死亡の際に支給される日数により、I型A・II型A・III型A、I型B・II型B・III型Bに分かれています。）

## 保険金の支給額 (例)

- ・ III型A・III型B加入の事業場
- ・ 被災者の給付基礎日額8,000円

(例1)

・ 休業日数 100 日（待期間 3 日を除く。）

・ 障害等級 8 級に認定  
の場合の支給額

$$\begin{aligned} & \text{休業保険金} \cdots \cdots 8,000 \text{ 円} \times 20\% \times 100 \text{ 日} = 160,000 \text{ 円} \\ + & \text{障害保険金} \cdots \cdots 8,000 \text{ 円} \times 800 \text{ 日} = 6,400,000 \text{ 円} \\ \hline & \text{支払合計保険金} \cdots \cdots 6,560,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(例2)

死亡した場合の支給額

$$\begin{aligned} & \text{死亡保険金} \cdots \cdots 8,000 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 日} = 16,000,000 \text{ 円} \\ + & \text{死亡弔慰金} \cdots \cdots 300,000 \text{ 円} \\ \hline & \text{支払合計保険金} \cdots \cdots 16,300,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

# 手続など

## 加入者

- ・全国労保連の会員事務組合に、労働保険の事務処理を委託している事業主となります。

## 加入期間

- ・加入期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。中途から加入するときは、保険料は月割り計算いたします。なお、有期の建設事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の適用を受けない事業（単独有期事業））についてはその期間のみの契約（有期事業担保特約）もできます。

## 補償対象者

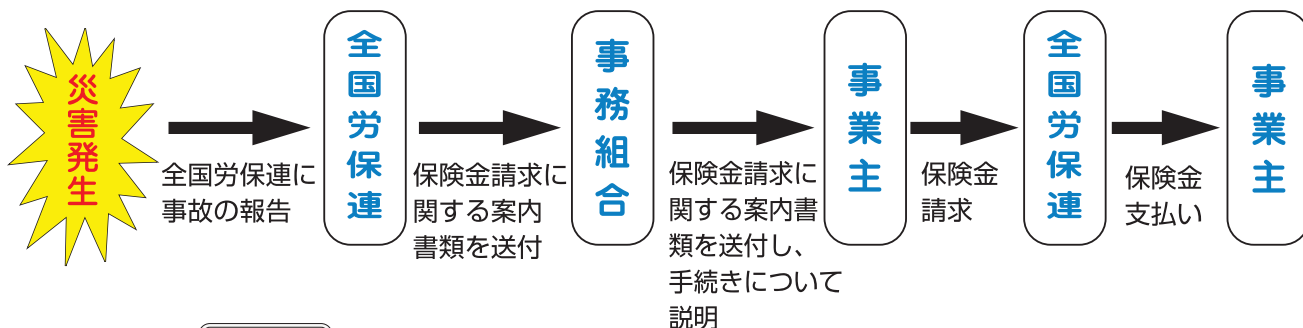
- ・貴社の従業員（臨時、パート、アルバイト等も含む）が対象者となります。また、事業主、一人親方等も特別加入することにより補償の対象とすることができます。なお、建設の事業であって、請負金額に労務費率を乗じて得た額を、賃金総額とみなして保険料を算出する場合には、貴社の下請け従業員も対象となります。

## 保険料のお支払い

- ・保険料は、毎年7月31日までに事務組合に払い込みいただきます。（年度途中から契約する場合は、保険契約申込書提出の際に事務組合に払い込みいただきます。）  
保険料を払い込んでいない場合は、払い込みがあった日までの間に発生した労働災害については、保険金のお支払ができませんのでご注意ください。

## 保険金の請求

## 万一災害が発生したら…



手続き



※保険金の請求には、労災保険の申請の際に労働基準監督署に提出した書類の写しや、労働基準監督署長から被災労働者に送付される支給決定通知書の写しが必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。なお、保険金は全額を被災労働者（死亡保険金・死亡弔慰金の場合は遺族）の方にお渡しいただきます。

## 事業主にとって

### ● 非課税 ●

事業主が負担する保険料は個人事業主の場合は必要経費として、法人事業主の場合は損金算入が認められています。また、支払われる保険金は課税所得となりません。

### ● 特別加入者 ●

労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入できます。

### ● 保険料の割引 ●

3年以上継続加入し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該年度の支払い保険料が10万円以上の事業場については、翌保険年度から、保険料の割引を行います。(メリット制度)

## 建設業者にとって

### ● 経営事項審査 ●

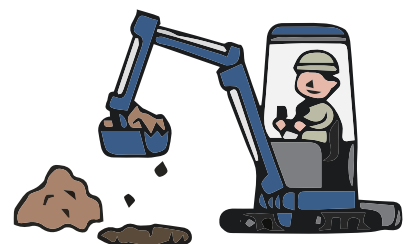
労保連労働災害保険は、公共工事入札のための経営事項審査において、加点されるための要件を満たしております。(この場合、保険料のもととなる賃金総額は、請負金額に労務費率を乗じて算出します。)

なお、経営事項審査の際に必要な加入証明書は、随時発行していますのでお申し出下さい。

### ● 下請事業担保特約 ●

貴社が元請から下請けした工事(下請事業)に係る労災事故については、元請の事業主が下請工事現場を包括して労保連労働災害保険に加入していないと、労保連労働災害保険の補償が受けられませんが、貴社が元請から下請けした工事のすべてを一括して、「下請事業担保特約」に加入することにより、労保連労働災害保険の補償が受けられるようになります。

なお、加入方法は通常の契約と若干異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせ下さい。





# 保険金支払い事例

工場内で転倒したもの	
業種	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業（労働者44人）
契約内容	I型A（年間保険料68,000円）
被災者	入荷業務（女 62歳 給付基礎日額4,059円）
災害発生日	平成23年8月4日
災害発生状況	工場内にてラックを重ねて押していたところ、5段重ねたラックの上から2つが崩れ、前につんのめった後、転倒したもの（左大腿骨頸部骨折）
休業保険金	149,224円（184日分）
障害保険金	487,080円（障害等級10級 120日分）

プレス機で長板材のカット加工中の災害	
業種	輸送用機械器具製造業（労働者10人・特別加入者2人）
契約内容	Ⅲ型A（年間保険料42,850円）
被災者	プレス工（女 67歳 給付基礎日額5,050円）
災害発生日	平成23年5月20日
災害発生状況	工場内にてプレス機で長板材のカット加工中、材料の端を押さえていた指が誤って入ってしまい負傷したものの（右第3・4指切断）
休業保険金	42,420円（42日分）
障害保険金	1,010,000円（障害等級10級 200日分）

電動ベルト使用中の災害（特別加入者の災害）	
業種	木材又は木製品製造業（労働者1人・特別加入者1人）
契約内容	I型A（年間保険料7,870円）
被災者	事業主（特別加入者）（男 55歳 給付基礎日額5,000円）
災害発生日	平成22年12月1日
災害発生状況	自社作業場にて電動ベルトを使用中、軍手がベルトに引っかかり右手人差し指を負傷したものの（右示指挫滅切断）
休業保険金	87,000円（87日分）
障害保険金	150,000円（障害等級12級 30日分）

鉄筋加工作業中の災害（特別加入者の災害）	
業種	建築事業（労働者1人・特別加入者1人）
契約内容	I型A（年間保険料44,400円）
被災者	事業主（特別加入者 男 39歳 給付基礎日額12,000円）
災害発生日	平成22年7月20日
災害発生状況	事業所倉庫内にて、鉄筋加工のためベンダーを使用中、加工する鉄筋が短かったため、鉄筋を持つ右手にしていた軍手が巻き込まれて負傷したものの（右示指挫滅創）
休業保険金	117,600円（49日分）
障害保険金	144,000円（障害等級14級 12日分）

ボール盤で孔開作業中の災害	
業種	金属製品製造業又は金属加工（労働者8人・特別加入者3人）
契約内容	I型A（年間保険料230,810円）
被災者	鍛冶工（男 67歳 給付基礎日額9,128円）
災害発生日	平成22年6月21日
災害発生状況	工場内にて鋼板（約5kg）にボール盤で孔径22mmの孔開作業をしていた際、切り粉が作業服の袖に引っかかり、ボール盤のドリル部に腕が巻き込まれたものの（右拇指切断）
休業保険金	162,425円（89日分）
障害保険金	2,190,720円（障害等級8級 240日分）

工場内で転倒したもの	
業種	金属製品製造業又は金属加工（労働者18人・特別加入者2人）
契約内容	I型B（年間保険料275,000円）
被災者	溶接（男 55歳 給付基礎日額14,390円）
災害発生日	平成23年11月25日
災害発生状況	工場内にて溶接作業中、足下の溶接物に躓いて転倒したものの（左手首骨折）
障害保険金	431,700円（障害等級12級 30日分）

熱交換器撤去・搬出作業中の災害	
業種	金属製品製造業又は金属加工（労働者26人・特別加入者2人）
契約内容	Ⅲ型A（年間保険料117,780円）
被災者	鉄工工具（男 51歳 給付基礎日額9,913円）
災害発生日	平成24年9月8日
災害発生状況	水処理室内にて熱交換器の除去・搬出作業中、台車の上に載せて運搬していた熱交換器がバランスを崩し倒れてきたもの
死亡保険金	9,913,000円（1,000日分）
死亡弔慰金	300,000円

自転車で帰宅途中の災害（通勤災害）	
業種	清掃、火葬又はと畜の事業（労働者5人・特別加入者3人）
契約内容	Ⅲ型B2口（年間保険料167,320円）
被災者	清掃（男 57歳 給付基礎日額5,560円）
災害発生日	平成21年12月9日
災害発生状況	自転車で帰宅途中、交差点でバスと接触したものの
死亡保険金	11,120,000円（1,000日×2口=2,000日分）
死亡弔慰金	300,000円

(注) 年間保険料は、その年度における労働災害全体に対応するもので、当該災害のみのためのものではありませんが、参考までに記載しました。  
 (注) 上記支払い事例は平成25年4月以前に発生、支払いした労保連労働災害共済の事例のため、掛金を年間保険料及び共済金を保険金と表示変更してあります。

くわしくは、下記事務組合または全国労保連にご照会下さい。

労働災害保険取扱事務組合



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL 03 (3234) 1481  
 FAX 03 (3234) 8880

(2014年12月1日作成)